

事業者選択型経営者保証非提供制度の創設を踏まえた区の対応について

令和6年1月、国は、事業者が信用保証料を上乗せすることで経営者保証を付けずに融資を受けることを選択できる信用保証制度「事業者選択型経営者保証非提供制度」（以下「新制度」といいます。）を創設しました。

これを踏まえ、区の融資あっせん制度（以下「制度融資」といいます。）において、事業者が経営者保証を付けずに融資を受けることを希望する場合、上乗せ分の信用保証料について区が全額補助することとします。

1 経営者保証に関する国の方針及び新制度の概要

(1) 国の方針

経営者保証とは： 事業者が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となり保証債務を負うこと。

経営者保証には、企業経営への規律付けや信用補完として寄与する一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開、円滑な事業承継、早期の事業再生を阻害する要因となっていることなど、様々な課題があることから、国はこれまで、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月策定）や「経営者保証改革プログラム」（令和4年12月公表）等により、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指してきました。

しかしながら、依然として中小企業融資の約8割が経営者保証付きとなっていることから、国は、令和6年1月、事業者が通常信用保証料に加えて保証料を上乗せすることで、経営者保証を付けないことを選択できる制度を創設しました。この制度の運用により、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるとしています。

(2) 新制度の概要

中小企業が金融機関から融資を受けるために、信用保証協会に保証を申し込む際、通常信用保証料に加えて保証料を上乗せすることで、経営者保証を付けないことを選択できるもので、令和6年3月15日以降の保証申込分から適用されています。

【新制度の対象要件及び上乗せする保証料率】

	直近決算期において 債務超過でない	直近決算期において 債務超過である
直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して赤字でない	通常保証料率 <u>+0.25%</u>	通常保証料率 <u>+0.45%</u>
直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して赤字である	通常保証料率 <u>+0.45%</u>	<u>対象外</u>

また、国は、新制度の早期の利用を促すとともに、新制度の定着を図るため、3年間の時限措置として、上乗せ分の信用保証料に対する補助制度を開始することとしており、補助率は、3年間の初年度は上乗せとなる保証料率のうち0.15%分、翌年度は0.10%分、翌々年度は0.05%分となっています。

2 経営者保証・新制度に係る区の方

法人企業の借入の保証を経営者個人に求める融資のあり方は、スタートアップの意欲的なチャレンジや円滑な事業承継などを躊躇させる要因の一つとなっています。経営者保証によらない融資が推進され、事業者の積極的な事業展開とそのための円滑な資金調達が一層促進されることが重要です。

国の新制度は、貸し手側である金融機関のリスク低減にも配慮する必要性を踏まえ、事業者が信用保証料を上乗せすることにより、経営者保証によらない融資慣行の促進を図るものです。国は、新制度の利用促進のため、上乗せ分への補助制度も開始しますが、国の補助率では事業者にも負担が生じることとなります。

港区には、区内で新たに創業する人を含め、非常に多くの中小企業が存立しています。区の制度融資を利用する多くの中小規模の事業者が、円滑に資金を調達し、安心して事業活動を展開できる環境を整備するため、経営者保証を付けないようにするために生じる上乗せ分の保証料について、区が支援することが必要です。

3 区への対応について

区の制度融資により新制度を利用する場合、事業者が上乗せ分に対する国の補助を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

<国補助を受けるための要件>

- ① 国補助の適用が認められる制度融資は各自治体1種類のみで、かつ既存の制度融資には適用できず、国補助の適用対象として新たな制度融資を設ける必要がある。
- ② 債務超過の有無など新制度利用の条件について、通常は金融機関が審査する事項を自治体でのあっせん時に確認・審査する必要があります。

区では、「経営一般融資」や「緊急支援融資」など多種類の制度融資を設け、事業者の資金ニーズや経営実態に応じて適切な融資をあっせんしています。また、できる限り少ない負担で資金調達が可能となるよう、あっせんした融資に係る信用保証料について、一定割合を補助しています。

国補助の適用要件を満たす制度融資を新設した場合、新制度の利用を希望する事業者に対し、あっせんできる融資が1種類に限定され、事業者の幅広い選択を妨げるとともに、国の補助率では事業者にも新たな負担分が生じます。

加えて、あっせん時に新制度利用の条件を確認・審査するためには、事業者から、2期分の確定申告書などの書類を新たに徴収する必要が生じ、事業者の負担増となるとともに、商工相談における事務負担も増大します。

これらのことから、従来通り各事業者に適切な融資をあっせんし、かつ信用保証料負担の軽減を図ることで、事業者が安心して事業活動を展開できるよう、区の既存の制度融資において新制度の利用を可能とし、その際に上乗せとなる分の信用保証料について、区が全額補助することとします。

(1) 対象とする制度融資

小規模企業融資及び創業支援融資を除く区の制度融資

※小規模企業融資及び創業支援融資については、東京都が信用保証料を補助する制度であるため、今回の区における上乗せ保証料補助の対象外とします。

(2) 開始日

令和6年4月1日から

4 スケジュール（予定）

令和6年3月 区民文教常任委員会

港区中小企業融資の信用保証料補助要綱改正

東京信用保証協会、各金融機関、事業者へ周知

4月 運用開始

港区の主な制度融資メニュー

制度名	資金用途	融資限度額	本人負担率	区負担率	貸付期間	信用保証料補助
経営一般融資	運転	3,200 万円	1.35%	0.5% (5 年以内の場合)	7 年以内	○
小規模企業特別融資(小口チャレンジ支援)	運転・設備	1,000 万円	0.4%	1.25% (5 年以内の場合)	7 年以内	都が補助
緊急支援融資	運転・設備	2,000 万円	0.1%	1.75% (5 年以内の場合)	8 年以内	○
経営改善融資	運転・設備	1,000 万円	0.3%	1.55%	5 年以内	○
環境対策融資	設備	2,000 万円	0.1%	1.75% (5 年以内の場合)	7 年以内	○
創業支援融資	運転・設備	1,500 万円	0.2%	1.3% (5 年以内の場合)	7 年以内	都が補助